

「ニセコ町環境基本条例の一部を改正する条例」(素案)に対する意見募集結果

| No | 意見 | | 意見に対する町の考え方 |
|----|--|--|--|
| | 内容 | その理由・根拠 | |
| 1 | <p>【前文】 「わたしたち町民は気候変動問題、水循環をはじめとする資源循環及び生物多様性の保全などの課題…」を「わたしたち町民は気候変動問題、環境汚染物質、水循環をはじめとする資源循環及び生物多様性の保全などの課題…」とする</p> | <p>原文からは、様々なアレルギーや発癌など健康被害につながっている農薬や食品添加物、有害な薬物(防腐剤や芳香剤、揮発性有機化合物など)の過剰使用、アスベスト、重金属、放射性物質など人工的な環境汚染物質を視野に入れる必要がある。</p> | <p>本改正は、令和2年7月に気候非常事態を宣言したことを踏まえ、地球温暖化などの気候変動への対応や生物多様性の保全など、近年地球規模で進行する環境の危機について本条例に位置付け、対応していくことを前文に明記するものです。</p> <p>環境汚染物質を気候変動への対応や生物多様性の保全と並列する形で本条例に位置づけるかどうかについては、今回の改正の趣旨とは異なるものであること、また、十分な検討を経た上で判断すべきものであることから、今後の検討課題とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>【第8条】 「環境への負荷の低減に努める」はもっと具体的に「プラゴミや食品廃棄物の減量などに努め、環境への負荷低減に努める」と事例を加筆する。</p> | <p>分かりやすい条例の条文とするため、一般的な「環境への負荷を低減する」との表現を身近で具体的な問題を想起できる表現とするため。</p> | <p>第8条及び第17条については、環境基本法等を踏まえて文言を整理するため、今回、改正を行うものです。</p> <p>ご意見のあった事例の加筆やその内容の可否については、今回の改正の趣旨とは異なるものであること、また、十分な検討を経た上で判断する必要があることから、今後の検討課題とさせていただきます。</p> |
| 3 | <p>【第17条】 「環境への負荷を低減するとともに」を「化学物質による土壌汚染や廃棄物による環境への負荷を低減する」と事例を加筆する。</p> | <p>分かりやすい条例の条文とするため、一般的な「環境への負荷を低減する」との表現を身近で具体的な問題を想起できる表現とするため。</p> | <p>上記 No.2 の回答に同じです。</p> |